

## 浜松市CSR活動表彰「Star Prize制度」実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市CSR活動表彰（以下「CSR活動表彰」という。）実施要綱第8条に定める「Star Prize制度」について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Star Prize制度とは、浜松市CSR活動表彰制度において、特に優秀な取組みを一定の回数以上行った事業者をマイスター事業者として認定する制度をいう。
- (2) 星とは、マイスター事業者に認定された事業者の格付けを示すものをいう。

### (認定基準)

第3条 市長は、CSR活動表彰に受賞した事業者で、優秀賞を通算3回受賞した者を、マイスター事業者として認定することができる。

2 市長は、マイスター事業者に対し、以下の条件に基づき星を付与する。

- (1) マイスター事業者として初めて認定された者に、星を1つ付与する。
- (2) 前項による星の付与を受けたマイスター事業者がCSR活動表彰に応募した際は、当該年度に優秀賞を受賞した事業者と同水準以上の取組みである場合は、星を1つ付与する。
- (3) 年度ごとに認定し、星を付与する。
- (4) 付与する星の上限は5つとする。

### (選考方法)

第4条 市長は、浜松市市民協働推進委員会が実施する選考を経て、マイスター事業者を決定する。

2 マイスター事業者の選考は、CSR活動表彰実施要綱第6条に定める選考基準に基づき行う。

### (認定証)

第5条 市長は、マイスター事業者として認定された者に対して、星の数に応じた認定証を授与する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。